

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 3 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人） | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格 | （規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件） | 許可又は起業の認可を申請すべき期間 | 許可の有効期間 |
|--------------------------|-----------------------|----------|--|-----------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業 | 6 | 定めなし | 横須賀市野比から三浦市南下浦町金田に至る地先海面。 ただし、いなだを目的とする操業においては三浦市南下浦町高抜と三ツ磯南端、三ツ磯南端とサク根南端、サク根南端と大島出し南端各見通し線以北で、かつ横須賀市津久井、三浦市南下浦町上宮田界から真方位 134 度 18.4 分以東の区域を除く。 | 1 月 1 日から 12 月 31 日まで | 三浦市南下浦町に漁業根拠地*を有する者かつ共第 2 号及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域において、いなだ、このしろ及びぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者 | 1 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。 2 使用船舶は 2 隻同時に使用してはならない。 3 操業時に使用する網の統数は 1 ヶ統とし 1 ヶ統の網の長さは、いなだを目的とするものは 500 メートル以内、このしろ、ぼらを目的とするものは 300 メートル以内とする。 | 令和 5 年 2 月 10 日から令和 5 年 3 月 9 日まで | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 16 日まで |

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

| | | | | | | | | |
|-----------------|---|----|--|----|--|--|----|-----------------------|
| かますを目的とする狩刺し網漁業 | 1 | 同上 | 共第8号共同漁業権の漁場の区域 | 同上 | 葉山町に漁業根拠地を有している者かつ共第8号共同漁業権の漁場の区域においてかますを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者 | 共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。 | 同上 | 同上 |
| ぼらを目的とする狩刺し網漁業 | 1 | 同上 | 同上 | 同上 | 葉山町に漁業根拠地を有している者かつ共第8号共同漁業権の漁場の区域においてぼらを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者 | 同上 | 同上 | 同上 |
| すずき流し刺し網漁業 | 1 | 同上 | 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角と中の瀬第1号ブイとの見通し線以南で横須賀市津久井津久井川河口と千葉県浜金谷港灯台との見通し線以北の神奈川県海面 | 同上 | 横須賀市大津、馬堀海岸及び走水に漁業根拠地を有している者かつ共第1号共同漁業権の漁場の区域においてすずき流し刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者 | 漁具の規模の限度は次のとおりとする。 1 目合 7.6cm 以上 2 網の高さ 100 掛以下 3 網の総長 300 メートル以下 | 同上 | 令和5年4月3日から令和8年4月16日まで |